

R7年度 児童館・児童クラブ嘱託職員・補助職員配置 △早番(5.5h) ○遅番(6h)

7:30~19:00開室

平常時

嘱託5人配置 児童館 定員40人

施設数3

	月	火	水	木	金	土
a	△	○	○	○		△
b		△	○	○	○	○
c	○	○	△		○	△
d	○	○		△	○	○
e	○	○	○	○	△	
AM	1	1	1	1	1	2
PM	3	4	3	3	3	2

箱田
西・大幡

7
18
25

嘱託4人配置 児童館 定員40人

施設数4

	月	火	水	木	金	土
a	△	○	○		△	○
b		△	○	○	○	△
c	○	○	△	○	○	
d	○	○	○	△	○	
補助						△
補助						○
AM	1	1	1	1	1	2
PM	2	3	3	2	3	2

雀宮・妻沼西

7
15
22

嘱託7人配置 児童館 定員60人

施設数1

	月	火	水	木	金	土
a	△	○	○	○	△	
b	○	△		○	○	△
c	○	○	△	○	○	
d	○	○	○	△		○
e	○	○	○		○	△
f		○	○	○	○	○
g	○	○	○	○	○	
AM	1	1	1	1	1	2
PM	5	6	5	5	5	2

東

土曜1クラス保育

長期休業期間

嘱託5人配置 児童館 定員40人

施設数3

	月	火	水	木	金	土
a	△	○	○	○		△
b		△	○	○	△	○
c	△	△	△	○	○	
d	○	○		△	△	○
e	○	○	△	△	△	
補助	○		○			△
AM	2	2	2	2	2	2
PM	3	3	3	3	2	2

箱田・
西・大幡

12
16
28

嘱託4人配置 児童館 定員40人

施設数4

	月	火	水	木	金	土
a	△	○	○	○	△	
b		△	○	○	○	△
c	△	△	△	○		○
d	○	○	△	△	○	
補助				△	△	△
補助	○	○	○			○
AM	2	2	2	2	2	1
PM	2	3	3	3	2	1

雀宮・妻沼西

11
14
25

嘱託7人配置 児童館 定員60人

施設数1

	月	火	水	木	金	土
a	○	○	△	△	△	
b	○	○	△		△	△
c	△	△	○	○	○	
d	△	△	○	○		○
補助		○		△	○	
e	○	○	△	△	△	
f	○	○	△		△	△
g	△	△	○	○		○
補助	△	△	○	○	○	
補助	○		○	△	○	
AM	5	4	4	4	4	2
PM	5	5	5	4	4	2

東

土曜1クラス保育

勤務条件の例について（児童館勤務）

1 任期等

- (1) 任期（期間の定めあり）： 令和〇年4月1日～令和〇年3月31日
 (2) 再度の任用の有無： 再度任用する場合がある。
 (3) 再度の任用の判断基準： 勤務態度、能力
 (4) 再度の任用をしない場合の告知： 30日前に文書で告知する。

2 報酬等

- (1) 報酬月額（地域手当、調整額含む）： 主任・放課後ケアワーカー 162,261円～186,234円
 副主任・放課後ケアワーカー 160,719円～184,692円
 放課後ケアワーカー 159,177円～183,150円
 補助放課後ケアワーカー（資格なし） 133,234円～153,901円
 (2) 報酬から控除するもの： 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、所得税
 (3) 賞与： あり
 (4) 退職手当： なし
 (5) 費用弁償（通勤費相当）： 常勤一般職員の例による。
 (6) 報酬の支払時期： 常勤一般職員の例による。

3 勤務時間等（職名により違いがある）

(1) 勤務の原則

○主任・副主任・放課後ケアワーカー

勤務する日は1週間当たり5日以内、勤務時間は1日7時間45分以内、1週間当たり29時間以内の勤務とする。
 ただし、勤務の状況に応じて、同一週内で調整を行う場合がある。

○補助放課後ケアワーカー（資格なし）

勤務する日は1週間当たり5日以内、勤務時間は1日7時間45分以内、1週間当たり25時間以内の勤務とする。
 ただし、勤務の状況に応じて、同一週内で調整を行う場合がある。

(2) 勤務時間

○主任・副主任・放課後ケアワーカー

長期休業以外 月～金曜日までの8：30～19：00までの間、及び土曜日の7：30～19：00までの間において、5時間45分勤務が4日、6時間勤務が1日

長期休業中 月～土曜日までの7：30～19：00までの間において、5時間45分勤務が4日、6時間勤務が1日

○補助放課後ケアワーカー（資格なし）

長期休業以外 月～金曜日までの8：30～19：00までの間、及び土曜日の7：30～19：00までの間において、5時間勤務が5日

長期休業中 月～土曜日までの7：30～19：00までの間において、5時間勤務が5日

- (3) 休憩時間： 勤務時間の途中で45分（1日の勤務時間が6時間を超える場合）
 (4) 所定時間外労働： 有（※ただし、同一週内で調整を行い、週あたりの勤務時間以内とする。）

4 休日及び休暇等

- (1) 休日： 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
 （※業務の都合上、やむを得ない場合は、あらかじめ他の勤務日と振り替える場合がある。）
 (2) 年次有給休暇： 任用期間中に20日。1日又は1時間を単位として取得可能
 (3) 特別休暇
 (4) 介護休暇
 (5) 育児休業
 (6) 部分休業

5 報酬の減額措置

有給の休暇を除くほか、所定の勤務時間の一部を勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、1時間あたりの額が減額されます。
 また、月の所定勤務時間の全部を勤務しないときは、その報酬月額全額が支給されません。なお、1時間あたりの額は、月額を当該月の所定の勤務時間で除して得た額です。

6 社会保険

- (1) 健康保険、厚生年金の加入： 有
 (2) 雇用保険の適用： 有

7 服務

- (1) 法令及び上司の職務上の命令に従い、職務に専念すること。
 (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
 (3) 市の職員として信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
 (4) 特定の政党あるいは公の選挙等において特定の人を支持し又は反対する目的をもって政治的行為をしないこと。
 (5) 採用後1か月（採用後1か月の勤務日数が15日に満たない場合には勤務日数が15日に達するまで）は条件付採用期間とし、当該期間を良好な成績で勤務した場合には条件付採用期間の末日の翌日に正式採用となります。

8 退職に関する事項

- (1) 自己都合により任期の途中で退職したい場合は、30日前までに文書で届け出ること。
 (2) 懲戒処分的事由
 ・ 法令、条例等の規定に違反した場合
 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 ・ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合